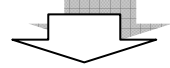


□ 中心市街地活性化対策 - 市内推進体制・プロジェクトチームの編成 -

地方都市の再生・コンパクトシティ構想と中心市街地活性化への取り組みに向けて...

(案) コンパクトシティの形成

- 市街地の拡大に伴う新たな行財政需要の抑制
- 既存のストックを有効活用した効率的で効果的な都市整備
- 市街地周辺に広がる自然・農業環境との調和



【市内での検討組織】
『会津若松市中心市街地活性化対策プロジェクトチーム』
(H19年8月9日決裁)

[構成]
市長・副市長 (指示) PJ
* 組織横断型のプロジェクトチーム編成 (15人以内)

[対応]
中心市街地活性化対策へのコミットメント (目標達成)
“目標、施策の柱、施策ごとの数値目標”

↓

“地方都市再生案”の一環として...
・ 快適で魅力ある生活環境の形成
・ 都市機能の集積など
中心市街地活性化対策を含む
事業構想・計画に係る提案
(特例措置などの適用事業の検討を含む)

事業構想
事業計画
に係る
提案など

【会津若松市中心市街地活性化推進本部】(H10年3月設置)
H19年8月9日要綱改正

中心市街地活性化に関する施策等の推進組織

中心市街地の活性化に関する施策に係る総合的な事業の検討・調整

推進本部 本部長：市長
副本部長：副市長
企画政策部長、財務部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、観光商工部長、農政部長、建設部長、教育委員会教育次長、水道部長

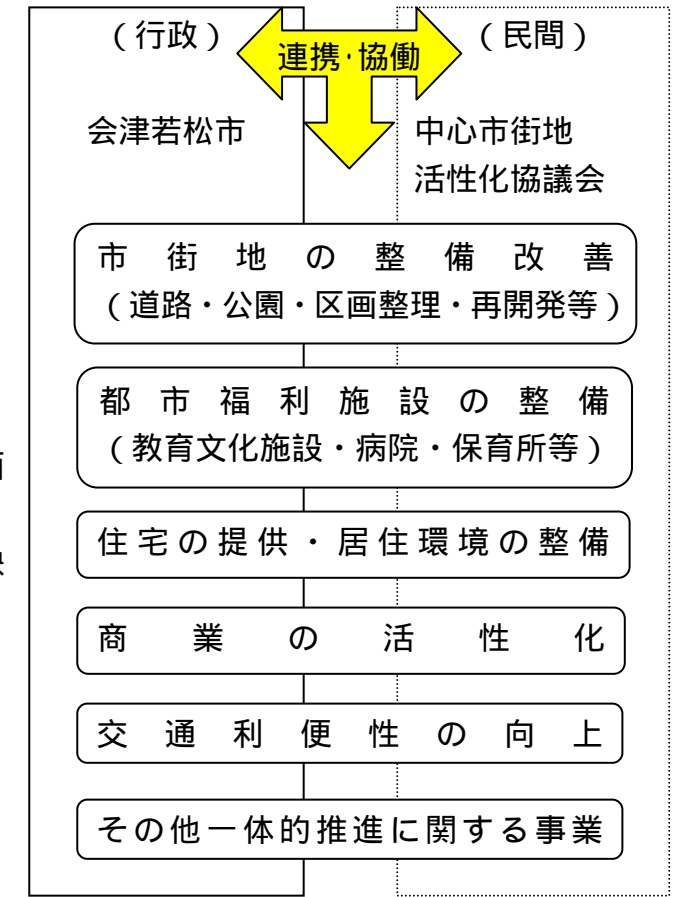
幹事会 幹事長：観光商工部企画副参事
企画調整課長、地域振興課長、財政課長、環境生活課長、防災安全課長、社会福祉課長、高齢福祉課長、児童家庭課長、観光課長、商工課長、都市計画課長、道路建設課長、建築課長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、水道部総務課長

基本計画
への
導入反映

【参考】推進本部要綱の改正 (H19年8月9日決裁)

目的の改正

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上 (以下「中心市街地の活性化」という。) を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進する組織として、会津若松市中心市街地活性化推進本部 (以下「推進本部」という。) を設置する。



(目的及び設置：第1条)

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する事業構想及び計画に係る提案を行うことを目的に会津若松市中心市街地活性化対策プロジェクトチームを設置する。

(所掌事務：第2条)

- コンパクトシティづくりに関する事項の調査研究 (都市運営コストの検討、既存資源の抽出と利活用対策など)
- 中心市街地の活性化に関する事項の事業構想及び計画への提案 (市街地の整備改善事業、都市福利施設整備事業など)

【基本計画策定への対応事項】

- 市街地の整備改善事業 (公共施設整備等)
- (追加) 都市福利施設整備事業
- (追加) 住宅供給及び居住環境向上のための事業
- 商業活性化事業 (中小小売商業高度化事業等)
- 公共交通機関の利用者の利便増進事業
- 各事業・措置の総合的かつ一体的推進事項
- (追加) 都市機能の集積の促進を図るための事項

- 商工課&市内担当課
- ・ 有用な事業 (ストック) の抽出
事業の情報収集を含む
(行政事業・民間事業)
 - ・ 補助メニューとの整合 etc
などによる事業内容の確認作業